

精華町教育委員会会議 議事録

令和6年（第3回）

- 1 開 会 令和6年3月28日(木) 午後2時30分
閉 会 令和6年3月28日(木) 午後4時00分
- 2 場 所 精華町役場 3階 301会議室
- 3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員
井上委員 高岡委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席事務局職員
浦本教育部長 有城総括指導主事
俵谷学校教育課長
糸山学校教育課担当課長(施設担当)
川畑学校教育課担当課長(学校給食担当)
田原生涯学習課長 平井学校教育課主幹
- 6 傍聴者 0名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第3回教育委員会会議の開会を宣言。

(2) 第2回教育委員会会議議事録について

教育部長から令和6年第2回教育委員会会議の議事録について説明。

【採 決】

- ・全員承認

(3) 教育長報告事項

4月1日付けで教職員の人事異動が予定されており、内示を3月15日に行った。管理職の異動に関しては前回承認いただいたが、小学校で校長の退

職が2件、他の市町村への校長の転出が1件の計3件で、これに伴う教頭職からの校長昇任が3件ある。それに伴う教頭の人事については、校内での教頭への昇任が2件、教育局からの転任が1件となっている。また、他の市町へ転出したうえでの教諭から教頭への昇任が1件、主幹教諭への昇任が小学校で1件ある。

今回、町教育委員会へ新規に主任指導主事として小学校の教諭を割愛で採用する。主任指導主事は総括指導主事の補佐とICT教育の推進、学力充実、町立学校の将来構想などの学校教育を巡る重要な職務を担当してもらう予定である。なお、中学校管理職の異動は今回はない。

一般教職員の異動は件数として38件で、ここ数年ではやや小規模である。次に、この間に実施された行事等について報告する。

3月1日から町議会3月会議が開催されており、一般質問、代表質問、民生教育常任委員会、予算決算常任委員会などが既に終了し、明日が最終日となっている。

3月10日には、今年度、部活動の地域移行で業務委託しているけいはんなユースウインドオーケストラの発表会が京都府立けいはんなホールで開催された。小学生、中学生、高校生混成の大規模なオーケストラで、指導いただいたプロの先生方も一緒になって演奏する形をとられ、来場者も多かった。

3月16日は精華中学校での青春（あおはる）祭りが開催された。体育館のステージで幾つかの生徒のグループが様々なパフォーマンスを披露したほか、地域の方々による小物づくりを通した針仕事の指導などが行われた。

3月24日、町立少年少女合唱団の定期演奏会と卒団式がかしのき苑で開催され、大変見事な歌声を披露してくれた。今回は中学3年生7人が卒団となり、卒団証書の授与を行った。

（4）議決事項

議案第6号 精華町社会教育委員の委嘱について

今回の改選にあたって、定数12名中引き続き就任いただく9名と、新任の方1名について、今回ご同意をお願いする。

精華町社会教育委員に関する条例第2条第2項第1号に定める学校教育及び社会教育関係者として、北尾直美さん、

堀口紀代美さん、播磨富士子さん、吉田一雄さん、丸山琴羽さん、向井麻美さんの6名、また、第2号に定める家庭教育の向上に資する活動を行う者として高鍋房美さん、尾崎麻由美さんの2名、そして、第3号に定める学識経験のある者として村上栄さん、尾崎万佐子さんの2名を提案させていただきます。

なお、委嘱時点において満年齢が75歳未満であることという基準を設けているが、提案する方々の年齢構成は70代が4名、60代が4名、50代が1名、20代が1名である。

定数に対する残り2名の選任については、1名は町立小中学校の校長会からの推薦により選任し、もう1名は公募委員として現在適任者の選定を進めている。

今回の委員任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となる。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第7号 精華町文化財保護審議会委員の委嘱について

教育部長 【提案説明】

今回提案する5名は、全員が再任での提案となっている。

皆さん、文化財に対する学識経験を有する方をはじめ、文化財の保護と活用に携わっておられる方々を選任させていただく予定である。

今回の委員任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となる。

松下委員 次年度の本審議会の審議内容が決まっていれば教えてほしい。

生涯学習課長 まだ次年度の予定は具体的には決まっていないが、令和5年度から文化財保存活用地域計画の策定作業に着手し、作成委員会で計画づくりを進めているので、そちらの進捗に伴って計画の素案を審議会でも報告させていただく予定になって

いる。

松 下 委 員 文化財の保存活用ということで、ぜひ積極的な推進をお願いしたい。先日、京田辺市の神社仏閣と史跡等を見学する機会があったのだが、全ての施設に教育委員会と文化財保護団体の連名で丁寧に説明が書いてあり、非常に分かりやすかった。審議会では、今後住民にどのように啓発をしていくかということも含めて審議いただければありがたいと思う。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第 8 号 精華町スポーツ推進委員の委嘱について

教 育 部 長 【提案説明】

全員が再任の 11 名の方での提案となり、各競技に精通されている方々からの人選となっている。

なお、定数 15 名に対して今回 11 名での提案となっており、4 名の欠員があるが、現在公募を行っているので、適任と思われる方が見つかれば次第、改めて教育委員会で提案させていただく。

今回の委員任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間となる。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第 9 号 精華町教育委員会基本規則一部改正について

教 育 部 長 【提案説明】

令和 6 年度から教育部に新たに主任指導主事を置くことから、教育委員会事務局職員の職務に関して定める教育委員会基本規則の一部を改正する。

第 20 条第 11 項に定める指導主事及び社会教育指導主事の職務に関する規定の前に、新たな第 11 項として、主任指導主事の職務に関する規定を追加し、併せて改正前の第 11

項以降は1項ずつ繰り下げる。

また、主任指導主事については、教育支援系の業務を統括し、法令等に定められた専門的事務を処理することを職務とする係長級の職と位置づける。

附則として、令和6年4月1日から施行する。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第10号 精華町教育委員会職員の職の設置に関する規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

教育部に新たに主任指導主事の職を置くことから、教育委員会事務局の職員の職に関する規定である本規則の第2条に、新たな第8号として主任指導主事を追加する。

また、それに伴い、改正前の第8号以降の号については1号ずつ繰り下げる。

附則として、令和6年4月1日から施行する。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第11号 精華町就学援助規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

改正内容の1点目は、これまで認定の基準は教育長が別に定めるとしており、申請書の様式や町の広報記事などに一例を記載はしていたものの、内規の状態だったので、その認定基準を指定して明確にするものである。

生活保護法に基づく保護の停止、または廃止、市町村民税の減免、国民年金の保険料の減免、国民健康保険税の減免、児童扶養手当の支給、以上のいずれかの措置を受けている場合に認定する。

このほか、世帯の所得額により認定をする場合の基準を規定する。国内では物価の上昇が続き低所得者層が増加してい

ることから、今後さらに経済的に就学が困難となる世帯の増加が見込まれるため、世帯の収入額に対する需要額の基準割合を、これまでの1.2倍以下から1.3倍以下に変更し、認定基準を拡大する。

次に2点目は、就学援助の対象となる経費の改正である。令和6年4月から町立小中学校給食の完全無償化が実施されるにあたり、第4条、就学援助の対象となる経費の中から学校給食費を削除し、またこれに伴い以降の条文を繰り上げる。

次に3点目は、第4条第2項について、用語の統一を図るため、「児童・生徒」の間の「・」を削除するものである。

次に4点目は、第5条第2項について、申請にあたり提出に必要な書類を、教育長が必要であると認める書類とし、認定基準に応じた書類の提出を求めるものである。

最後に、附則として、令和6年4月1日から施行するものである。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第12号 精華町特別支援教育就学奨励費支給要綱一部改正について

教育部長 【提案説明】

改正内容の1点目は、文言の整理及び過去の就学援助規則の改正で生じていた条ずれを今回整合させるものである。

まず、第1条で文言が抜けており、「保護者の経済的負担を図る」となっているため、今回修正をする。

また、第2条は、就学援助規則と整合させるため、条文中の第5条を第6条に修正し、また用語の統一を図るため「児童・生徒」の間の「・」を削除する。

2点目は、就学奨励費の対象となる経費の改正するものである。令和6年4月から町立小中学校給食の完全無償化が実施されるにあたり、第4条の就学奨励費の種類から学校給食費を削除し、併せて改正前の第8号以降を繰り上げる。

最後に、附則として、令和6年4月1日から施行するもの

である。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第13号 令和6年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について
教育部長 【提案説明】

この指導の重点の案については、1月と2月の計2回の教育委員会会議において事務局で作成した案をもとにあらかじめ協議をいただいている。本日の最終案については、前回の会議で特に修正等の意見がなかったため、内容は前回の案のままとしている。

松下委員 事務局の毎年の労苦の結果、このような形で次年度の方向性を出していただいたことを感謝する。

この指導の重点に基づいて一層の精華町の教育の推進、充実に期待を申し上げたい。

近年デジタル化がとても速いスピードで進んでおり、特に来年度は中学校教科書の採択の年でもあるので、デジタル化による現場の指導の水準は大きく上がると言われている。

そうすると、教員の働き方改革にも関係してくるのだが、各教員は相当な力量を持って指導しなければいけない状況になるだろう。

また、幾つかの市町では、水泳指導の問題とプールの管理の問題が議論されているように思う。

そして、不登校への対応の問題で、最近の全国的な調査結果によると、教職員が考えているよりも学校や教職員が要因となっているものの割合は低く、子どもたちの個別の事情が要因となっているものの割合が高いという状況が見えてきた。

学力の充実向上と豊かな心の育成がこれからの大きな課題であり、併せて不登校の要因についても今後考えていかなければならない課題であると思うので、この指導の重点を活用しながら次年度の教育の充実を図っていただきたい。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 協議事項

学校給食の無償化及び公会計化に伴う例規の整備について

教育部長 【提案説明】

令和6年度からの学校給食費の無償化及び公会計化に伴って整備する3つの規則、要綱について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第6号で、町長の職務権限に属すると規定される教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行を含む内容であることから、制定の事務を進めるにあたり、あらかじめ教育委員会の意見を聴取するものである。

1つ目の精華町学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規則(案)については、現在開会中の町議会定例会3月会議で審議中の令和6年度一般会計予算案に盛り込まれている町立小中学校給食費の完全無償化の実施と同時に、これまで各学校の私会計で実施していた給食会計を、町として実施する公会計に移行させるため、その実施に関して必要な事項を規定する規則を新たに制定するものである。

本規則で制定する主な事項について説明する。

まず、第1条、趣旨として、本規則は町立小中学校で行う学校給食の実施と学校給食費等の管理に関して必要な事項を定める。

次に、第3条及び第6条では、これまで本町では対象の児童生徒、教職員等は原則として当然に給食を喫食するという考えの下、申込みの手続を省略していたが、国が作成した公会計化のガイドラインにおいて、申込みの手続を設けることが示されていることから、今回、あらかじめ申込みをしてもらうことを規定する。

次に、第4条及び第10条では、給食は大量の食材料を発注する都合上、数日前になるとキャンセルすることができ

ず、費用が発生してしまうため、保護者、教職員等にあらかじめ喫食しない日を報告するよう義務づけると同時に、同報告により事前キャンセルができた場合における教職員等給食費の減額について定める。

次に、第7条では、小学校と、中学校及び防災食育センターに区分して教職員等の給食費の額を定め、また続く第8条及び第9条では、その納付について定める。

最後に、施行期日だが、本規則については令和6年4月1日から施行する。

続いて、2つ目の特別支援学校学校給食費補助金交付要綱（案）については、町立小中学校給食費の完全無償化の実施に伴い、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童生徒についても、同学校で実施される学校給食について給食費の補助を行うため、その実施に関して必要な事項を規定する要項を新たに制定するものである。

本要綱で規定する主な事項について説明する。

まず、第1条、趣旨として、特別支援学校の児童生徒の保護者に対して学校給食費の補助を行うものである。

次に、第4条、補助金の額は、町立小中学校で実施する給食費相当の額と、実際に当該保護者が負担した給食費の額を比較して、いずれか低いほうの額とする。

そして、附則、施行期日だが、本要綱についても令和6年4月1日から施行する。

続いて、3つ目の学校給食弁当代替者補助金交付要綱（案）については、町立小中学校給食費の完全無償化の実施に伴い、町立小中学校に在学する児童生徒で、食物アレルギーのため給食の代わりに弁当を持参する者の保護者に対して、当該弁当対応に要する費用の一部を補助するため、その実施に関して必要な事項を規定する要綱を新たに制定する。

本要綱で規定する主な事項について説明する。

まず、第1条、趣旨は、食物アレルギーのために給食の代わりに弁当を持参する町立小中学校の児童生徒の保護者に

対して、当該弁当対応に要する費用の補助を行うものである。

次に、第4条、補助金の額は町立小中学校で実施する給食費相当額を上限とする。

次に、第8条、弁当対応を行った回数は、保護者の同意の下、学校に対して別記様式により報告させることにより確認を行うこととする。

そして、附則、施行期日だが、本要綱についても令和6年4月1日から施行する。

井上委員 この完全無償化について、対象は精華町の小中学校だと思っていた。特別支援学校の小・中学部が入っているということは、特別支援学校は府立であるため、例えば、精華町から府立中学などに行っている子どももいると思うので、どのように整理しているか説明してほしい。

学校教育課担当課長
(学校給食担当) まず、今回の令和6年度からの学校給食費の完全無償化については精華町立小中学校が対象だが、特性や障害によって特別支援学校に就学した児童生徒についても無償化に準じた補助の対象とすることを目的としている。

国立の小中学校や府立の中学校、精華町以外に所在する小中学校に通う児童生徒も当然おられることは把握しているが、今回は、制度を始めるにあたって町立小中学校給食費の完全無償化を主眼としているので、そこに通うことにならなかった児童生徒についてのみ対象とする形で制度設計した。

松下委員 説明の趣旨は理解したが、今回の規則や要綱でいうと、その内容はどの条文に書かれているのか。

川村教育長 この点は議会でも少し議論があり、考え方としては、町立小中学校の給食費を完全無償化するという思想がまずあり、その子どもは無償とし、また、支援学校に通う子どもは、本来は町立小中学校に就学するはずだが、事情により特別支援学校に就学することとなったという理由で対象とし、自ら選んで私学、府立、国立に行っている場合とは別であると考えている。これは直接的には規則、要綱には書かれていない。

松下委員 府立学校の中学部や私立、国立などは、もちろん本人と保

護者の希望によって選択されるものだと思うが、特別支援学校の小学部、中学部については私は2種類あると思う。

1つは、就学前に特別支援学校のほうが好ましいという指導を受けて選択する場合と、本人は別にして、保護者が本人の特性や障害の状況を見て、特別支援学校に通わせることを選択する場合があると思う。

後者の場合は、府立、国立、私立の保護者と大きな違いはないのではないかと思うので、そこは少し疑問ではある。

川村教育長 稀にそのようなケースもあるかもしれないが、大半は障害があつて、普通の小中学校に行きたいが、特別支援学校のほうが適しているだろうということで、納得して通っていただいていると解釈している。

松下委員 一般的な考え方として話は理解できるが、精華町として方針をはっきりさせるため、そういったことの明記が必要なのではないかと思った。

教育部長 今、我々教育委員会事務局としては、いかなる理由であつたとしても特別支援学校に通われていて、その部分については、本来、仮に障害がなければ町立小中学校に通学されるであろう子どもと理解しているので、条文としてそれを定めることは考えていない。

松下委員 無償化は他自治体でも既に実施しているところがあるが、今回、作成にあたって参考とした自治体はあるか。

学校教育課担当課長
(学校給食担当) 無償化と公会計化をされている幾つかの自治体の例規を調査し、本町の方針に沿うものを参考として作成した。

川村教育長 府立中学校や国立、私立を選んだ子どもについては、家庭においてははっきりと自らの意思で選んだと言えることに対して、特別支援学校の場合は、普通学校に行けない障害の重さがあつてやむを得ず選ぶこともあるし、普通学校にも行けるかもしれないけれども特別支援学校のほうが適しているという選択を主体的にする場合もあると思う。

しかし、全く障害がなければ普通学校に通っていたであろうという、いわゆる「みなし」によって、その方々につい

ては補助するという考え方で整理したということである。

(採決 ー 全員挙手により原案承認)

精華町学校給食食材損失補てん補助金交付要綱等を廃止する要綱（案）
について

教育部長 【提案説明】

同要綱（案）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第6号で、町長の職務権限に属すると規定される教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行を含む内容であるため、廃止の事務を進めるにあたり、あらかじめ教育委員会の意見を聴取するものである。

学校の給食費会計及び学校給食費に関する3つの補助金交付要綱を一括して廃止する。

1つ目の精華町学校給食食材損失補てん補助金交付要綱は、災害等の不可抗力により調達した食材に損失が生じた際、その補てんに要した費用に対して補助金を交付する制度であり、調理機器の経年劣化により異物混入が発生したケースにおいて補助を実施した実績があった。

2つ目の精華町学校給食費返還事業補助金交付要綱は、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症に関連して実施された全国一斉臨時休業により、既に調達していた食材の購入及び処分に要した費用と保護者への学校給食費の返還に要した費用などで逼迫する給食会計で補うために整備した要綱である。

3つ目の精華町学校給食費補助金交付要綱は、令和4年度以前は慣例のみで実施していた学校給食費補助金について、令和5年度から補助金交付要綱に基づき実施するため整備したものであり、学校給食費の保護者負担に対して直接補助するものである。

これら3つの補助金交付要綱については、先ほど協議いただいた学校給食費の無償化及び公会計化に伴う例規の整備

により以後は不要となることから、今回一括して廃止することとする。

(採決 ー 全員挙手により原案承認)

(6) 事務局からの諸報告

教 育 部 長 1 精華町議会定例会 3 月会議の教育委員会関係の対応状況について

精華町議会定例会 3 月会議は 3 月 1 日から 2 9 日までの 2 9 日間で開催されている。

今会議において、まず、議案関係では、議案第 4 号、令和 5 年度精華町一般会計予算（第 9 号）において、国の補正予算による補助金及び地方債を活用して、町立小中学校のトイレ洋式化工事の前倒し実施が可能となったため、令和 6 年度実施予定の東光小学校及び精華南中学校の工事と工事監理業務委託の経費を追加計上している。

なお、前倒しと言っても実際には令和 6 年度での工事となり、5 年度予算を 6 年度に繰り越して実施する内容である。

また、議案第 5 号として令和 6 年度一般会計予算を提案した。教育委員会関係の予算の概要については前回報告させていただいたとおりである。

教育部からの提出議案では、議案第 2 1 号として精華町立体育館・コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例一部改正について、むくのきセンター敷地内にある町施設、スポーツ交流広場の代替施設として、新たに京都府の施設であるふれあい交流広場が整備されたことから、本町のスポーツ交流広場の廃止を提案している。

代表質問では、各会派から町長の教育施策についての考え方、特に町立小中学校給食の完全無償化実施のための財源確保や町単費での教員採用について、また、体育館へのエアコン整備など教育環境整備について、防災受援施設についてなどの質疑が町長及び教育長に対してなされた。

一般質問では、能登半島地震を受けての防災対策や避難所の空調整備の考え方や、子どもの体力や包括的性教育、教員の働き方改革などの質疑があった。

それ以外にも教育委員会から議会へ報告する行政報告などもあり、最終日に各委員会へ審議を付託された議案について、各常任委員長から本会議で報告があり、採決が実施される予定である。

教育部長 2 教育委員会に関連する組織機構整備について

令和6年4月1日付けの人事異動と併せて実施される組織・機構整備において、教育委員会に関連する内容について報告させていただく。

本町には現在消防本部を除いて7つの部、31の課室、58の係がある。令和5年度中の途中採用3名、年度末での退職者9名、令和6年度の新規採用者25名、これらを差し引くと19名の増で、令和5年4月1日時点では332名だったが、令和6年4月1日には351名となる。この間、定年を待たずに退職する職員が急増しており、特に採用10年以内に退職する若手職員が急増していることから、事務職員についても昨年度から社会人採用を実施して対応している。

教育委員会関係では、これまで館長は会計年度任用職員をもって配置していたが、図書館の安定的かつ戦略的な運営を図るため、正規職員の管理職を館長として配置する。

また、冒頭に教育長からの報告もあったが、令和6年4月からはこれまでの総括指導主事に加えて主任指導主事を割愛人事により配置し、現職教員2名を教育委員会で採用する形で体制強化を図る。

人員面でも、再任用を含めて学校教育課で1名増、教育支援室で1名増、生涯学習課で2名増、図書館で2名増という形で大幅に体制の強化となった。

人事異動の内示は先週22日に伝達をされており、4月1日付けで発令される予定である。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

2月の問題事象はゼロ件。

不登校の児童数は26名で、そのうち年間30日以上
の欠席の児童は21名だった。

年間での分析としては、不登校は低学年での出現が見られ、
また、4年生から6年生に多くなっている。3月の集計は
終わっていないが、令和4年と比べると中学生よりも小学
生のほうが出現率は上がっている状況である。

(2) 中学校

2月の問題事象はゼロ件。

不登校の生徒数は53名で、そのうち年間30日以上
の欠席の生徒は42名だった。

年間での分析としては、中学生は若干の減はあるが、ほぼ
横ばいの状況である。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

2月の重災害事故の報告は1件。

体育の授業で柔道の試合をしている時のけがだった。

総括指導主事 3 インフルエンザによる臨時休業について

2月は、小学校は2校で学級閉鎖が計3件、中学校は3校
すべてで学年閉鎖が計4件あった。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

1点目は、先月の教育委員会会議でも報告した精華町民
文化賞・スポーツ賞について、本日表彰式を開催した。

2点目は、精華町文化協会の総会について、4月12日
に役場交流ホールで実施される予定となっている。

3点目は、精華町女性の会の総会について、4月15日
に同じく役場交流ホールで実施される予定である。

4点目は、昨年から4月開催に移行したけいはんなサイクルレースについて、4月21日にけいはんなプラザの周辺を周回するコースで実施される。5月にはTOJ（ツアー・オブ・ジャパン）が昨年同様に開催を予定されている。

【委員からのご意見】

井上委員 参考まで、先ほど町議会3月会議への対応を報告いただいたが、議員から長時間勤務の歯止めとしての町単費による教員採用の考えを問われたということで、私が欠席させてもらった総合教育会議の際には、私からの意見ということで教育部長から同じような趣旨のことを町長に伝えていただいたところである。

以前から、特に小学校の長時間労働を改善するにはこの方法が有効ではないかと考えてきたのだが、この質問に対してはどのように回答されたのだろうか。

教育部長 日本共産党の竹川議員からの質問だったが、教育委員会の答弁としては、正規職員を本町単独で採用試験をして任用するのは非常に困難であり、京都府教育委員会で採用される正規職員と町採用の正規職員とで処遇の差や、人事異動などの課題が生じるという認識をしているので、町単費による正規職員の任用は現時点で考えていないと答弁した。

ただし、京都府が配置した教員や講師について、そこへの継ぎ足しで、精華町が勤務時間を延長するような形で任用することは可能と認識している。

川村教育長 事務局では、今回かなり人数を増やしてもらっている。来年度以降、教育委員会として乗り越えていかねばならない課題が多い中で、何とかお願いして増員が実現したので、この体制をもって取組を進めたいと思っている。

松下委員 別件だが、儀式的行事である卒業式が終わり、私は小中1校ずつ行かせてもらったのだが、新型コロナ対応も終わって来賓や地域の方もたくさんお見えになって、待合の時にはワイワイガヤガヤと、非常に良い雰囲気の中で2校とも

参加させてもらった。活気もあったし、晴れやかさもあって、卒業生にとっては良い卒業式になったと思う。

その上で、課題と感じたことが幾つかある。

一つは、最初に行った精華南中学校で、音響がとても悪く、校長の式辞などが本当に聞こえなかったこと。あの音響で子どもたちが日頃、朝礼や全校集会で聞いているとすれば、言われていることが耳に入っていないと思うので、ぜひ点検して対応をお願いしたい。

もう一つは、靴の問題である。来賓と子どもたち、そして保護者は上靴を着用しているのに対して、教職員はほぼ全員が下靴を着用していたので、教職員の靴音が響いて気になった。上靴と下靴のどちらでも良いが、統一するべきと思う。

井上委員　　そういったことは校長の判断に任せるべきではないか。

川村教育長　　私個人の意見としては、特に校長は礼服を着用されるので、服装と合わせてコーディネートするならば、やはり下靴になるだろうと思う。

この場でも異なる意見が出たように、これは、どう感じるかが個人の感覚に大きく影響される内容だと思われるので、こうすべし、という伝え方ではなくて、そのような違和感があるという意見が教育委員会会議であったということを伝えることに留めたい。

井上委員　　卒業式に関連して、私は保護司も務めているのだが、今年には小学校から式の案内が来た。欠席しなければいけなかったのが教頭に連絡した際に聞いたのだが、今年から保護司と民生児童委員には案内したということで、コロナ禍の前よりも案内の範囲が拡大されているのではないかと話していた。

当日の式典自体は、様々な部分で割愛をされていたので、時間的には特に問題ないと思ったのだが、儀式的行事の準備には非常に時間を要するものだから、私は、できるだけシンプルにしていくべきではないかと思っている。

(7) 後援関係

2月から3月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数16件、生涯学習課の社会教育係の担当が14件、社会体育係の担当が2件となっている。

(8) 4月の行事予定

4月1日、委員の皆さんに立会いをいただき、教職員の辞令交付式と着任式を行う。

4月8日に小学校、9日に中学校で入学式が開催される予定で、こちらも委員の皆さんに参加いただくようお願いしている。

なお、1学期の始業式は小中学校ともに8日となる。

また、4月18日には小学校は6年生、中学校は3年生を対象に、全国学力・学習状況調査が実施される予定である。

(9) 閉会

教育長が第3回教育委員会会議の閉会を宣言。